

# 平成23年度事業計画

## 1 はじめに

近年、ことに平成14年司法書士法改正以後、司法書士の業務範囲は拡大し、市民の司法書士に対する期待は増大している。その期待に応えるべく当会は様々な事業活動を推進してきたが、平成14年司法書士法改正から数年を経過した今、司法書士の執務のあり方を点検し、問い直すべき時期である。

司法書士は、司法書士法3条に定める業務に精通し、質の高い法的サービスを提供しなければならない。このことを今一度かみしめ、司法書士業務とされている実務の習熟に努力しなければならない。また、司法書士法第2条に定められた公正誠実にその業務を遂行すべき責務を確認し、その徹底を図り、先達が築いた市民からの信頼を継承していかなければならない。

登記業務は司法書士にとって、本来業務であり、平成17年不動産登記法改正による登記制度の改変にあって、オンライン申請といういわば申請システムの習熟に関心が注がれてきたが、本人確認情報提供制度や登記原因証明情報提供制度の導入により、これまで以上に司法書士の執務のあり方が問われている。そこで、改めて研鑽を重ね、登記業務の執務の向上を図ることで、市民からの更なる信頼を構築したい。

多重債務事件に関する裁判書類作成業務・簡裁訴訟代理業務・裁判外和解手続等は、平成18年度以降増加してきたが、平成22年度は減少傾向に転じている。この点は貸金業法改正などが影響しているが、今後も多重債務者への質の高い継続的な支援が必要である。

ところで、本県の65歳以上が全人口に占める高齢化率は、今後も年々上がることが予想されていることから成年後見開始等の申立ては増加するものと思われる。よって、市民の利用しやすい成年後見制度の一層の推進を図るべく、成年後見センター・リーガルサポート高知支部や市町村と一致協力して、地域連携体制の構築を前進させ、身近な法律家としての役割を担っていく必要がある。更には、成年後見業務から派生する財産管理や相続問題、高齢者虐待などの課題にもしっかりと取り組まなければならない。また、成年後見を中心とする財産管理業務は、より高い職業倫理が求められることから、倫理研修を行うなどこの点についてもしっかりと対応する。

登記業務における執務の向上や成年後見業務の推進を図るうえで欠かすことができないのが、市民と司法書士を繋ぐ相談事業であり、市民のニーズに応えることが司法書士制度であるとの原点に立ち返り、市民がいつでも・どこでも・誰でも・何でも・気軽に相談できるよう相談窓口の機能充実を図る。そのために、より見やすくわかりやすいホームページにリニューアルするなど積極的な制度広報を展開し、司法書士の認知度を高めていく。

以上のことを柱として、司法書士制度の維持・発展のため、本年度は以下の5項目を重点事業とする事業計画を策定した。

## 2 重点事業

- (1) 登記業務の執務の向上
- (2) 成年後見業務及び財産管理業務の推進
- (3) 司法アクセスの強化

- (4) ホームページのリニューアル
- (5) 支部のあり方の検討

### 3 各事業の具体的計画

#### 〔企画部〕

- (1) 成年後見及び財産管理
  - ① 成年後見業務の推進
    - ・県下市町村における成年後見制度利用支援の助成制度制定に関する取り組み
    - ・地域包括支援センターと司法書士の連携体制の構築（高齢者虐待問題への対応含む）
    - ・社会福祉士との連携による福祉分野の知識の取得
    - ・リーガルサポート高知支部と連携し、成年後見業務を行う会員の拡充
    - ・リーガルサポート高知支部との共催による成年後見110番の企画など県民への制度の周知
  - ② 財産管理業務の推進
    - ・財産管理業務（相続財産管理人、不在者財産管理人）に関する研修の企画
    - ・財産管理業務候補者名簿の拡充
  - ③ 家庭裁判所主催の家事関係機関との連絡協議会に向けた準備
- (2) 裁判業務
  - ① 裁判業務の調査・推進
    - ・会員の裁判業務の実態調査を行い、それを踏まえた研修などの企画及び実施
  - ② 家事事件に関する研究
  - ③ 労働110番と賃貸借トラブル110番の企画・実施
- (3) 消費者問題
  - ① 悪質商法被害事例の収集及び分析並びに会員への情報提供
    - ・県立消費生活センターの相談員に対する法律相談（いわゆるアドバイザー派遣）にあわせた部員派遣、悪質商法被害事例を収集及び分析、会員に対する情報提供
  - ② 債務整理に関する研修の企画
    - ・クレサラ相談員名簿の更新要件である研修の企画及び債務整理の基本に立ち返った研修の企画及び実施
  - ③ 経営破綻対応マニュアルの作成
    - ・貸金業者が経営破綻した場合に備え、法的整理の手続を踏まえた対応及び緊急相談会開催マニュアルの作成
  - ④ 県・市町村などの自治体、法テラス、県立消費生活センター、クレサラ被害者の会などの関係機関との連携の強化
- (4) 法教育
  - ① 法教育の実施
    - ・高知開成専門学校、丸の内高校、土佐女子高校、土佐塾高校など
  - ② 教材の改定
    - ・社会情勢を踏まえた内容の見直し・追加
    - ・新たな寸劇のシナリオ作成

- ・法教育を実施した高校などへのアンケートの実施
  - ③ 法教育に関する広報
    - ・広報部と連携し、ホームページを使い、法教育についての周知を図る
  - ④ 関係団体との連携
    - ・司法書士法教育ネットワークなどが行う研修会などへの部員派遣
  - ⑤ 法教育への会員の理解を深める活動
    - ・法教育実施現場のDVDの上映会など
- (5) その他
- ① 子供の虐待問題や自死問題などの社会問題への対応

## 〔相談事業部〕

- (1) 総合相談センター
- ① 総合相談センターの機能充実
    - ・法テラス指定相談場所の運用の見直し
    - ・広報部と連携した効果的広報の検討
    - ・相談員の資質の向上
  - ② 各種相談事業の拡充
    - ・全国一斉各種相談会や市町村等への相談員の派遣
    - ・巡回法律相談の実施
    - ・労働相談員名簿（法テラスにおける労働相談の集約と分析）、犯罪被害者支援名簿の拡充、貸借借トラブル相談司法書士名簿（貸借借トラブルに関する相談事例の集約と分析）等の検討等
  - ③ 県・市町村などの自治体、法テラス、県立消費生活センター、リーガルサポート高知支部などの関係機関との連携強化
  - ④ 民事法律扶助の利用促進
    - ・法テラスによる利用者ニーズ調査の結果や総合法律支援法及び司法制度改革の趣旨を踏まえた利用促進
- (2) 調停センター
- ① 司法書士調停センターの利用促進
    - ・司法書士調停センターに対する会員の理解を深めるため、会員に対する周知や研修の企画及び実施
    - ・会員へのADR適合事案の募集とADRの実施

## 〔研修部〕

- (1) 登記業務の執務の向上
- ・登記業務に関する研究を行い、その研究の成果を会員間で共有し、登記業務における執務の向上を図る
- (2) 会員一般研修会の企画及び実施（7月30日、11月19日、2月25日）
- (3) 任意研修会の企画及び実施並びに実施状況の管理
- (4) 日司連研修への派遣
- (5) 年次研修の運営

- (6) 配属研修の実施
- (7) 支部研修への協力

## 〔広報部〕

- (1) ホームページのリニューアル
  - ・全国単位会のホームページを研究のうえ、専門業者に委託することで見やすくわかりやすいホームページへのリニューアル
- (2) ホッホーだよりの発行（年3回）及び紙面の見直し
  - ・会員一般研修にあわせて冊子で配布
  - ・会報高知を参考にした紙面の見直し
- (3) 制度広報
  - ・司法書士の日及び法の日並びに相続登記月間の新聞広告やテレビCM
  - ・各種相談会の広報
  - ・ポケットパンフレットの作成
- (4) 報道機関との関係強化
  - ・報道機関へのニュースリリースや取材要請などを通じての関係強化

## 〔総務部〕

- (1) 支部のあり方の検討
- (2) 会則の見直し
- (3) 制度研究委員会による会員意識調査の実施と分析
- (4) 危機管理体制の整備
- (5) テレビ会議システムの活用
- (6) 事務局体制の充実
  - ① 職員研修の実施
  - ② 事務内容の確認と整理（事務負担の軽減含む）
- (7) 他団体との連携
  - ① 法務局
  - ② 裁判所
  - ③ 弁護士会
  - ④ その他の関係団体
- (8) 損害賠償に関する任意保険への加入促進
- (9) 司法書士国民年金基金への加入促進
- (10) 定期健診の推進
- (11) レクリエーションの実施

## 〔経理部〕

- (1) 予算の適正執行・管理
- (2) 旅費規程の見直し